平成２１年度
介護保険制度に係る集団指導

福井県健康福祉部長寿福祉課

※　本資料は、適切な運営を行っていただくために、これまでの指導における留意点等を抜粋して説明しているものであり、本資料に記載のない介護サービスに関する重要事項については、介護保険関係法令および各種通知を御覧ください。

※　介護保険関係法令および各種通知については、「介護保険六法」等の参考書のほか、独立行政法人　福祉医療機構が運営する「ＷＡＭＮＥＴ」ホームページに掲載されております。こちらもご利用ください。

ＷＡＭＮＥＴ（http://www.wam.go.jp/ＴＯＰページ→　行政資料→　介護保険）

目次

○介護職員処遇改善交付金事業について … 1

○業務管理体制整備について … 9

○介護支援専門員の資格証についてのお知らせ … 15

○主任介護支援専門員研修について … 16

○平成２２年度介護人材確保総合対策事業 … 17

○介護サービス情報の公表について … 20

○低所得者利用者負担対策事業 … 21

○社会福祉法人による利用者負担の軽減制度について … 23

○介護人材新規就業支援事業（介護雇用プログラム）の実施について … 27

○居宅サービス事業に関する留意事項 … 31

○ジェロントロジー研究（福井県と東京大学との共同研究）全体の概要 … 33

◎ 様式のダウンロードについて

ホームページ（http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/downloadindex.html）

福井県HP → 健康づくり・福祉 → 介護事業者向け情報 → 様式ダウンロードのページ

＜各種サービスの運営基準一覧＞

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号）

○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号）

○指定居宅介護支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号）

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３９号）

○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成１１年厚生省令第４０号）

○指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第４１号）

介護職員処遇改善交付金事業について

1　介護職員処遇改善交付金の概要

（1）介護職員の賃金の引き上げをはじめ、処遇改善に取り組む事業者に対し、平成23年度までの間、資金交付を行う。交付のための資金は国が全額負担。

（2）資金交付は、介護職員処遇改善計画書（介護職員の賃金水準等の改善内容を記載した計画。都道府県に提出）において、次の算式により算出される額を上回る賃金水準の改善に取り組む事業者に対し、同算式により算出される額を概算で交付することにより行います。

月毎の介護報酬総額×介護サービス事業の種別毎に定められた交付率

実際に賃金改善に要した費用に充当した交付金の額が、事業者に対して交付した額を下回った場合は、その差額は返還対象となります。

（3）平成22年度は、キャリアパスに関する要件が追加（平成22年度当初の申請では同要件を課さず、平成22年度途中で申請とは別に同要件にかかる届出を求める予定）。この要件を満たさない場合、交付金の額が減額されます。

2　申請手続きにおける留意事項

（1）処遇改善計画の策定

- 処遇改善計画は、職員に周知することが必要です。周知の方法は事業所内での掲示のみで足ります。
- 賃金水準の改善の方法については、特段の制約はありません。基本給の上積みだけでなく、特別手当の創設や、一時金による支給も含まれます。ただし、平成21年度介護報酬改定を踏まえた内容となることが本事業の本来の趣旨であることを踏まえ、各事業者において十分配慮することが望ましいと考えます。

（2）申請書の様式

ホームページに掲載。アドレス：http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/kaizenkoufu.html

（3）添付書類の省略

平成22年度の申請に際し、平成21年度の申請を行っており、かつ、添付書類の内容に変更がない事業者の方については、添付書類を省略することができることとします。

申請に必要な添付書類（右書類の写し）：就業規則、給与規程、労働保険保険関係成立届や労働保険料等の納入証明書

3　その他

（1）資金交付の方法について

- 処遇改善交付金の月毎の請求額は、国保連へ毎月送付する介護報酬の請求情報に基づき算定
- 交付金は、介護報酬の支払いと同時に各事業者へ支払われます。

（2）質疑応答・情報提供等について

- 質問は電子メールにて受け付けます。
  メールアドレス：hokaisei@pref.fukui.lg.jp
- 回答については、原則として県HPで公表します。
  県ホームページアドレス：http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/kaizenkoufu.html

介護職員処遇改善交付金の事務の流れ（平成２２年度）

1　介護職員処遇改善計画書の作成(法人単位で作成することも可)

・交付金見込額　　　　　　※１
・介護職員賃金改善見込額　※２
・どのような方法で改善するか
　(基本給、手当の新設、一時金の新設等)
・改善期間
・賃金改善を行う方法を具体的に記入
・賃金以外の処遇改善の方法
　(非正規から正規職員への転換、研修の充実、子育て支援の充実等)

→職員に周知

※１　22年度（平成22年２月～23年１月サービス分）における介護報酬見込み総額(利用者負担を含む・月額)×サービス毎の交付率

※２　処遇改善計画書による改善方法で改善しようとする目標額(交付金見込額を上回る金額を設定※程度は問わない)

2　申請書の作成と添付資料の用意

①申請書(法人単位で作成することも可)

・法人名、代表者名

②添付書類（平成２１年度申請から変更がない場合は省略可）

・就業規則(作成義務のある事業所のみ)
・労働保険加入証明書類

↓

3　都道府県に申請(申請書類提出)…１月１８日～３月３１日（必着）

↓

4　２月のサービス提供（平成２２年度介護職員処遇改善交付金事業開始）
（３月に申請した事業者の方には、２月サービス分を追って支払）

↓

5　平成２２年度　第１回交付金支払（平成２２年４月。介護報酬の支払と同時）
「２月サービス提供分の介護報酬総額(利用者負担を含む)×交付率」の金額が支払われる。
（以降、平成２３年１月サービス分の介護報酬について、交付金支払）

↓

6　平成２１年度介護職員実績報告書の提出（平成２２年５月中）
・　平成２１年１０月サービス分～２２年１月サービス分（４ヶ月分）に係る交付金の総額の確定‥‥ⓐ
・　賃金改善期間（最長で２２年４月まで）に支払った給与改善額の確定‥‥ⓑ
・　ⓐ＞ⓑの場合は残額を都道府県に返還

↓

7　キャリアパス要件の届出（平成２２年度中実施）

別紙様式５

介護職員処遇改善実績報告書（平成　　年度）

都道府県知事　　　　　　殿

①	平成　　年度分交付金受給総額	
②	交付金による賃金改善実施期間	平成　　年　　月 ～ 平成　　年　　月
③	介護職員常勤換算数（②の期間の総数）	
④	介護職員に支給した賃金額（②の期間の総数）	円
⑤	介護職員一人当たり賃金月額（④÷③）	円
⑥	②の期間において実施した賃金改善の概要（改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること）	
⑦	⑥に要した費用の総額（法定福利費等を含む）	
⑧	他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当した額	
⑨	⑦のうち、他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資として改善した額	
⑩	賃金改善所要額（⑦＋⑧－⑨）	
⑪	交付金余剰額（返還額）（①－⑩）	
⑫	介護職員一人当たり賃金改善月額（⑦÷③）	

※　①については、別紙様式５（添付書類１）により内訳を添付すること。
※　⑦については、積算の根拠となる資料を添付すること。（任意の様式で可。）
※　⑧又は⑨について該当がある場合は、別紙様式５（添付資料２）を添付すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

平成　　年　　月　　日　　（法 人 名）

（代表者名）　　　　　　　　　　印

別紙様式５（添付書類１）

介護職員処遇改善実績報告書（都道府県内事業所等一覧表）

法　人　名	

介護保険事業所番号	事業所の名称	サービス名	交付金受給額
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円

ページ数	総ページ数
／	

介護職員処遇改善交付金のキャリアパス要件・定量的要件について

○　長期的に介護職員の確保･定着の推進を図るためには、能力、資格、経験等に応じた処遇がなされることが重要との指摘を受けているところであり、既にご案内のとおり、平成２２年度の交付金の助成に当たっては現行の要件に加えてキャリアパスに関する要件等を追加し、本要件を満たさない場合は助成額を減額することとしていたところ。

○　今般、これらの要件の内容及び取扱いについて、下記のとおり定めたところであるので、ご了知願いたい。

○　今月中に、これらの要件設定に伴う運営要領等の改正を行い、併せてこれらの要件の取扱いに関するＱ＆Ａ等を各都道府県あて発出することとしているので、管内の介護サービス事業者に対する積極的な周知を行っていただくようお願いする。

１．キャリアパスに関する要件

①　次の１から３までに掲げる要件に該当していること。

１　介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
２　１に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。
３　１及び２の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。
（注）　就業規則「等」については、法人全体の取扱要領的なものや、労働基準法上の作成義務がない小規模事業所（場）における内規等を想定。

②　①によりがたい場合は、その旨をすべての介護職員に周知した上で、次に掲げる要件に該当していること。
介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上のための目標及びその具体的な取り組みを定めている。

１　「資質向上のための目標」の例は次のとおり。
(1) 利用者のニーズに応じた良質なサービスを提供するために、介護職員が技術・能力（例：介護技術・コミュニケーション能力・協調性・問題解決能力・マネジメント能力等）の向上に努めること。
(2)　事業所全体での資格等（例：介護福祉士、介護職員基礎研修、訪問介護員研修等）の取得率向上。
２　「具体的な取り組み」については次の(1)又は(2)に掲げる事項を必須とする。
(1)　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT 等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。

(2)　資格取得のための支援（例：研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費・受講料等）の援助等）

２．平成２１年介護報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件

これまでは、平成２１年４月以降に実施した（又は実施予定の）事項について１件以上の記載を求めていたところであるが、平成２２年度以降は実際に実施した内容及びそれに要した概算額の記載を求めることとする。具体的な要件の内容は次のとおり。

すべての介護職員に対して、届出日（平成２３年度以降の承認申請に当たっては申請日）の属する月の前月（以下「基準月」という。）までに実施した平成２１年４月の介護報酬改定を踏まえた処遇改善（賃金改善を除く）について、その実施した内容について一つ以上を明示するとともに、当該改善のため平成２０年１０月から基準月までに要した費用について、その概算額を記載し周知を行っていること。

（注１）　自治体の統一的運用を図る観点から、概算の方法についてはＱ＆Ａで補足することを予定している。

（注２）　既に実施した事項の総額を記載することを要件としており、実績報告時の確認対象とはしない。

３．適用時期

①　届出期限　　　　　平成２２年　９月末日
②　減算の適用時期　　平成２２年１０月サービス分～

(注) 届出様式については運営要領改正の際に定める予定である。なお、仮に要件を満たさない場合、９月以前に遡及して減算することはしない。

４．減算率

①　キャリアパス要件　　　サービスごとの交付率×１０％を減算
②　定量的要件　　　　　　サービスごとの交付率×１０％を減算
③　両方を満たさない場合　サービスごとの交付率×２０％を減算

○　今後、多くの事業者がこうした要件を満たすことにより、介護職員の確保･定着の促進が図られることが重要であると考えており、各都道府県におかれては、今後も引き続き交付金の活用による介護職員の処遇改善の推進を図られたい。

○　なお、厚生労働省においても、関係団体作成のキャリアパスモデルや好事例等を取りまとめたものを随時公表し、事業者のキャリアパスに関する取り組みの支援を図ることとしている。

介護職員処遇改善交付金　Q&A

Q１　介護職員処遇改善交付金をもらった後、どのように取り扱えばよいのか。

A１　①　受取った交付金に、１円以上を上乗せ（事業者負担）する形で、介護職員に給与（賞与、一時金など）として支払います（賃金改善）。
　例えば、平成２１年４月以降の定期昇給に関し、賃金改善期間（処遇改善計画書に記載した期間）も定期昇給が継続していれば、この賃金改善期間中の定期昇給を賃金改善として扱い、交付金を、賃金改善期間中の定期昇給に充当することもできます。

②　旅行積立や研修費用のような給与以外の目的に交付金を充てることはできません。「賃金以外の処遇改善」のために使うこともできません。

③　賃金改善に伴う、事業主が負担する法定福利費（健康保険料、介護保険料など）の上昇分に、交付金を充てることができます。

④　交付金は、交付金をもらえる期間に応じて定める賃金改善期間中に、介護職員の方々に支払うことが必要です。平成２１年度の交付金については、遅くとも平成２２年４月までに（賃金改善額として）職員の方々に支払う必要があります。

⑤　交付金を配分する対象となる職員は、介護職員だけです。

Q2　介護職員処遇改善交付金を介護職員に配った後はどうすればよいのか。

A2　実績報告書を５月中に提出する必要があります。

Q3　交付金が支払われているかどうかをどのようにして確認するのか。

A3　実地指導に併せて確認するなど、実績報告書提出後の確認を行う予定です。

Q4　キャリアパス制度について。どのような内容か。

A4　現在、厚生労働省から示された考え方は別添のとおりです。キャリアパス制度について、さらに詳細が判明した場合（Q&Aの提示　等）は、速やかに情報提供するほか、内容の量に応じ、説明会を開催することも検討します。

介護職員処遇改善交付金変更届出書

年　　月　　日

福井県知事　　様

所　在　地
届出者名称
代表者氏名　　　　　　　　　印

平成　　年度介護職員処遇改善交付金の申請に関し下記のとおり変更があったので届出ます。

<table>
<tr><th colspan="2">変更する事項</th><th>変更の内容</th></tr>
<tr><td>1</td><td>法人、事業所の新設・廃止</td><td rowspan="4">(変更前)</td></tr>
<tr><td>2</td><td>就業規則、給与規定の改正</td></tr>
<tr><td>3</td><td>介護職員処遇改善計画書の変更</td></tr>
<tr><td>4</td><td>その他
(　　　　　　　　　　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更があった日</td><td rowspan="2">(変更後)</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成　　年　　月　　日</td></tr>
</table>

備考
1　変更があった事項について該当するものに○を付けてください。また、「その他」の場合は、下欄に変更する事項を記載してください。
2　介護事業所の指定に増減（新規指定、廃止等）があった場合は、「変更の内容」欄に、指定にかかる事業所番号、事業所等名称、サービス種別を記載してください。
3　変更内容が分かる書類を添付してください。

業務管理体制の整備について

１　趣旨

法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付け、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

２　主要内容

（１）業務管理体制整備にかかる届出

①届出の内容

・法令遵守責任者の選任・届出（全ての事業者）

・法令遵守マニュアルの整備・概要届出（指定サービス数２０以上１００未満）

・法令遵守にかかる監査（指定サービス数１００以上）

【業務管理体制整備の内容】

		法令遵守に係る監査
	法令遵守マニュアルの整備	法令遵守マニュアルの整備
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
(指定サービス数２０未満)	（２０以上１００未満）	（１００以上）

※指定サービス数には、みなし事業所は含まない。

②届出先

・指定事業所または施設が二以上の都道府県に所在する事業者　⇒厚生労働省

・地域密着型サービスのみを行う事業者で、事業所全てが同一市町内　⇒市町

・上記以外　⇒都道府県

③届出内容に変更があった場合

変更の届出が必要となる。

（２）一般検査および特別検査

①目的　　不正行為の未然防止および介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保

②視点　　適切な業務管理体制の整備、不利益処分相当の事案発覚の場合は、組織的関与の有無を検証

⇒問題点があった場合、事業者自ら改善を図るよう意識付け。

3　一般検査・特別検査について

（1）一般検査の実施手続等

一般検査は、業務管理体制の整備、運用状況を確認するため、定期的に実施する。

①確認事項（要点）

・法令遵守責任者の役割およびその業務内容

・業務が法令に適合することを確保するための規程の内容（法令遵守マニュアル整備を要する事業者）

・業務執行の状況の監査の実施状況およびその内容（法令遵守に係る監査を要する事業者）

②具体的手続

・実施計画の策定　…　対象となる事業者全体を６年かけて検査

・対象事業者へ通知

・対象事業者に対し書類の提出を求め、業務管理体制の整備・運営状況を確認（書類＝確認事項を記載）

・上記提出書類を確認し、業務管理体制に不備、不明瞭な点があれば、実地検査等により、改善を求める（改善報告書の提出）。

・改善が見込めない場合は、立入検査を実施

（2）特別検査

特別検査は、指定介護サービス事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施

①確認事項（要点）

・業務管理体制の問題点を確認し、その要因を検証

・指定当取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証

②具体的手続

・指定等取消処分相当事案が発覚した事業者に対し、原則として検査を行う旨通知（ただし、実態把握のため通知なく立入検査を行う必要がある特段の事情がある場合は、通知なく実施する。この場合、立入時に速やかに告知）

・処分相当事案にかかる事実関係資料の収集等を実施

③行政上の措置等

・検査の結果を踏まえ、次のとおり行政上の措置等を行う

勧告　…　事業者に対し、期限を定め、その是正を勧告する。

命令　…　勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告にかかる措置をとらなかった場合は、期限を定め、その措置をとるべきことを命ずる。

記入例　新規の届出の場合

第12号様式（第12条関係）

届出年月日を記入してください。

業務管理体制届出書

平成22年4月1日

福井県知事　様

事業者の名称、代表者氏名は登記内容と一致させてください。

所　在　地　福井市大手3丁目17-1
届出者名称　株式会社　福井介護
代表者氏名　代表取締役 福井 太郎　印

介護保険法第１１５条の３２第２項（第４項）に基づき、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号																

1　届出の内容								
	(1) 業務管理体制の整備（法第115条の32第2項）							
	(2) 届出先の区分変更（法第115条の32第4項）							
2 事業者	フリガナ	カブシキカイシャ　フクイカイゴ						
	名称	株式会社　福井介護						
	住所（主たる事務所の所在地）	（郵便番号　910 － 8580 ） 福井 都道府県　福井 郡市区　大手3丁目17番1号 （ビルの名称等）						
	連絡先	電話番号	0776-20-0333		FAX番号	0776-20-0639		
	法人の種別	株式会社						
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	代表取締役	フリガナ	フクイ　タロウ	生年月日	昭和41年4月1日	
				氏名	福井　太郎			
	代表者の住所	（郵便番号　910 － 8580 ） 福井 都道府県　福井 郡市区　大手3丁目17番1号 （ビルの名称等）						
3　事業所名称等および所在地		事業所名称	指定（許可）年月日	介護保険事業所番号（医療機関コード）	所在地			
		計1箇所	平成13年4月1日	18999000001	福井市大手3丁目17番1号			
4　介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項		(1) 第2号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）		生年月日			
			福井　花子		昭和40年4月1日			
		(2) 第3号	業務が法令に適合することを確保するための規定の整備					
		(3) 第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要					
5 区分変更	区分変更前行政機関名、担当部（局）							
	事業者（法人）番号							
	区分変更の理由							
	区分変更後行政機関名称、担当部（局）課名							
	区分変更日							

届出事項を選択してください。

備考
1　「1　届出の内容」欄の上段の「事業者（法人）番号」欄には記載しないでください。
2　「1　届出の内容」欄および「4　介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項」欄については、該当する括弧付きの番号を○で囲んでください。
3　届出者が氏名を自署する場合には、押印を省略できます。

記入例　届出事項に変更があった場合

届出年月日を記入してください。

第13号様式（第12条関係）

業務管理体制変更届出書

事業者の名称、代表者氏名は登記内容と一致させてください。

平成22年4月1日

福井県知事　　様

所　在　地　福井市大手3丁目17-1
届出者名称　株式会社　福井介護
代表者氏名　代表取締役 福井 太郎　印

介護保険法第１１５条の３２第３項に基づき、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業所（法人）番号																	

変更があった事項		変更の内容
1	法人種別、名称（フリガナ）	（変更前） 法令遵守責任者氏名　福井　太郎（フクイ　タロウ） 生年月日　昭和●●年●月●日
2	主たる事務所の所在地、電話、FAX番号	
3	代表者氏名（フリガナ）、生年月日	
4	代表者の住所、職名	
5	事業所名称等および所在地	（変更後） 法令遵守責任者氏名　福井　花子（フクイ　ハナコ） 生年月日　昭和●●年●月●日
⑥	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）および生年月日	
7	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	・変更の内容は具体的に記入してください。 ・事業所の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所は、登記内容と一致させてください。
8	業務執行状況の監査方法の概要	

備考

1　該当項目番号に○を付してください。
2　変更内容が分かる書類を添付してください。
3　「5　事業所名称等および所在地」の変更にかかる届出は、事業者等の指定または廃止等によりその数に変動が生じ、介護保険法施行規則第149条の39各号の規定に基づき整備する業務管理体制に変更が生じた場合のみ必要です。
4　届出者が氏名を自署する場合には、押印を省略できます。

（業務管理体制　報告様式のイメージ…様式は現在策定中）

業務管理体制　一般検査にかかる報告事項

チェック項目	チェック内容		具体的内容
業務管理体制に関する基本的な考え方を定めているか。	□ 定めている	□ 定めていない	（書面で定めたものがあれば、その写しを添付）
業務管理体制に関する基本的な考え方を職員に周知しているか。	□ 周知している	□ 周知していない	（職員向け通知があれば、その写しを添付）
法令遵守責任者の役割を定めていますか。	□ 定めている	□ 定めていない	（書面で定めたものがあれば、その写しを添付）
法令等遵守の状況を把握する方法を定めていますか。	□ 定めている	□ 定めていない	
○○○○○○○○○○	□ ○○○○○○○	□ ○○○○○○○	

介護支援専門員の資格証についてのお知らせ

平成１８年度４月法改正より、介護支援専門員の資格証明は「介護支援専門員登録証明書」から「介護支援専門員証」に、名称およびサイズが変更になりました。平成１８年４月以前に登録されている介護支援専門員は、更新申請ごとに下記の介護支援専門員証に切り替わっております。

☆「介護支援専門員証」の原寸見本

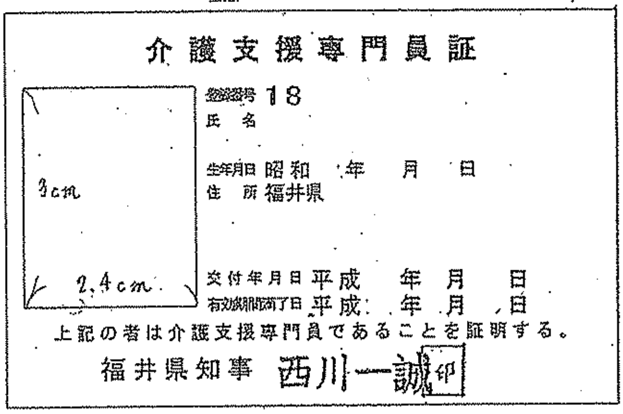
介護支援専門員証

登録番号 18

氏　名

生年月日 昭和　年　月　日

住　所 福井県

3cm

2.4cm

交付年月日 平成　年　月　日

有効期間満了日 平成　年　月　日

上記の者は介護支援専門員であることを証明する。

福井県知事　西川一誠 印

介護支援専門員の資格には有効期間が設けられました。有効期間切れで業務に就けないことがないよう、有効期間の管理ならびに更新に必要な研修の受講にご配慮をお願いします。

なお、平成１６年２月２０日から平成１７年３月１日の間に、福井県知事が発行している介護支援専門員登録証明証は、原則、平成２３年まで有効です。

有効期間については、県庁ホームページをご確認ください。

☆県庁ホームページ

「健康づくり・福祉」

↓

「介護高齢者（介護保険）」

↓

「介護支援専門員の登録・手続きなどのお知らせ」

↓

「２新しい介護支援専門員登録番号について」

平成１６年度（第７回）または平成１７年度（第８回）介護支援専門員実務研修修了者

主任介護支援専門員研修について

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料抜粋

（２）主任介護支援専門員研修について

○　主任介護支援専門員研修の実施については、平成２１年度に各都道府県において体制整備を進めて頂いた結果、円滑に実施されたものと考えているところであるが、介護報酬における特定事業所加算（Ⅱ）における「主任介護支援専門員等」の「等」の取扱いについては、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成１２年３月１日老企３６厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）でお示ししているとおり、平成２１年度中に主任介護支援専門員研修課程を修了している者を対象としており、来年度については算定の対象外となるのでご留意いただくよう周知願いたい。

平成２２年度介護人材確保総合対策事業（県予算ベース）

対策方針	事業実施主体	事業内容
1　業界全体の課題に関する取り組み		
福井県介護人材確保対策協議会の開催	県	①事業者団体、職能団体等の介護関係機関による業種横断的な推進会議の設置 ②介護労働調査、給与実態調査の継続実施
2　介護労働のイメージアップ対策		
介護理解促進のための普及啓発事業	県	「介護の日」（１１月１１日）を中心に、県民に対し介護の重要性を啓発（「介護の日」記念フォーラム　等）
高校生介護職場体験事業	県	高校生を対象に、介護に関する講演や職場体験の機会を提供
進路選択学生等支援事業	介護福祉士等養成校	中学、高校等を訪問し、福祉・介護の仕事の魅力を紹介、福祉・介護の意識啓発のためのイベント等の開催
3　人材確保対策		
地域密着型面接会	福祉人材センター、福祉人材バンク	介護分野に特化し、地元での就業希望者等を対象に、身近な地域での就職面接会を県内６会場で開催
高齢者の介護人材派遣促進事業	シルバー人材センター連合	介護関係の資格を有する高齢者を介護事業所等に派遣し、介護の補助的業務やボランティア作業を行う。
介護福祉士学び直し研修事業	介護実習・普及センター	潜在的介護福祉士を対象とした研修を開催し、再就業に必要な知識・技術を習得させ、円滑な新規参入・職場復帰を促進
潜在的有資格者等養成支援事業	介護福祉士等養成校、老人福祉施設協議会、老人保健施設協議会、デイサービスセンター協議会	①潜在的有資格者再就業支援研修、②セカンドキャリア介護参画支援研修、③キャリアアップ支援研修により、福祉・介護分野への新たな人材の参入・参画を促進するとともに、現に従事する者の定着を支援
介護人材新規就業支援事業 （介護雇用プログラム）	福祉人材センター	介護現場で働きながら介護関連の資格を取得することができるよう支援 ①ホームヘルパー２級コース、②介護福祉士コース
介護職員初任者研修事業	介護実習・普及センター	介護事業所へ就職した経験年数1年未満の介護職員等に対し、基本的な介護技術の習得支援
福祉・介護人材マッチング支援事業	福祉人材センター	キャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な人材の確保・定着支援
介護福祉士等就学資金貸付事業	福井県社会福祉協議会	介護福祉士等養成校への就学資金の貸付を行う。養成校を卒業後、県内で5年間介護の業務に従事した場合、返還免除
4　定着促進対策		
訪問介護員アドバイザー派遣事業	ホームヘルプサービス事業者協議会	経験の浅い訪問介護員を現場指導するため、アドバイザーを派遣し、介護技術などの能力開発を支援
複数事業所連携事業	介護サービス事業所	要件を満たす5つ以上の事業所等（１ユニット）が連携し、共同により研修会、求人説明会を行う。
新　現任介護職員等研修支援事業	県（介護サービス事業所）	①介護職員を研修等に参加させるために必要な代替職員の雇用に係る経費の負担 ②外部機関からの依頼に基づき、研修の講師として派遣を行うために必要な代替職員の雇用に係る経費の負担
新　キャリア形成訪問指導事業	介護福祉士等養成校	養成校は、事業所からの要請に応じ、講師を派遣 （個々の事業所の要望や実情に合わせた研修プログラムの作成、等）
介護職員処遇改善交付金事業	県	介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し、資金を交付し、よりいっそう介護職員の処遇改善を進める。
介護事業所内保育施設整備事業	県	介護事業所内に新たに保育施設を整備する県内の介護保険事業者等に対し、設置に関する経費の一部を助成

≪現任介護職員等研修支援事業≫

現任介護職員等（事務職員を除く介護従事者）の資質向上のための研修機会の確保および介護分野における雇用創出を図るため、

① 現任介護職員等を事業所が策定する研修計画に基づく研修に参加させる場合
② 現任介護職員等を外部機関からの依頼に基づき、研修講師として派遣させる場合

の代替職員を雇用する事業を行います。

代替職員は、現任介護職員が研修に参加（講師として派遣）する期間の<u>４倍まで雇用可能</u>

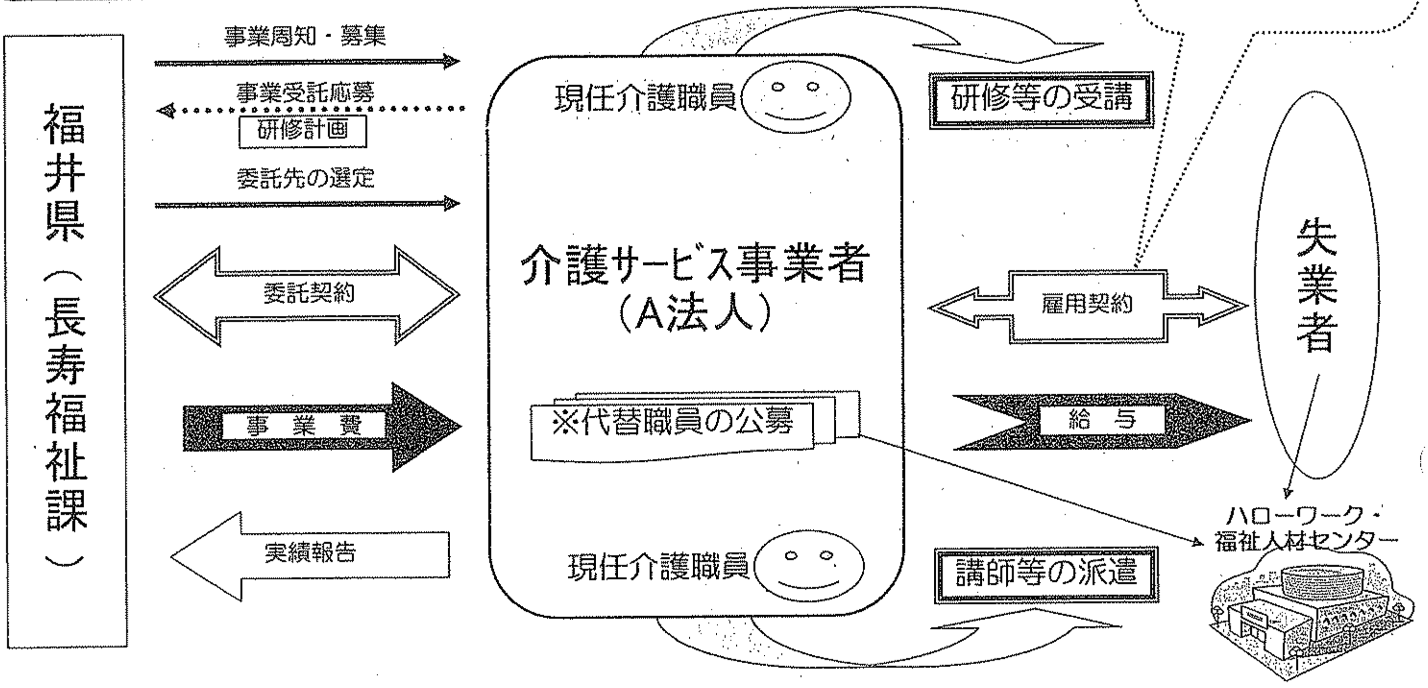

≪キャリア形成訪問指導事業≫

介護福祉士等の養成校の教員が、福祉・介護施設・事業所を巡回・訪問し、介護技術等に関する研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上および定着を支援します。
養成校等は、施設・事業所からの要請に応じ、以下の取り組みのための講師を派遣します。

① 個々の事業所の要望や実情に合わせた研修プログラムの作成、配布
② 職員のキャリアアップや資質向上に資する職員の能力評価方法の提供

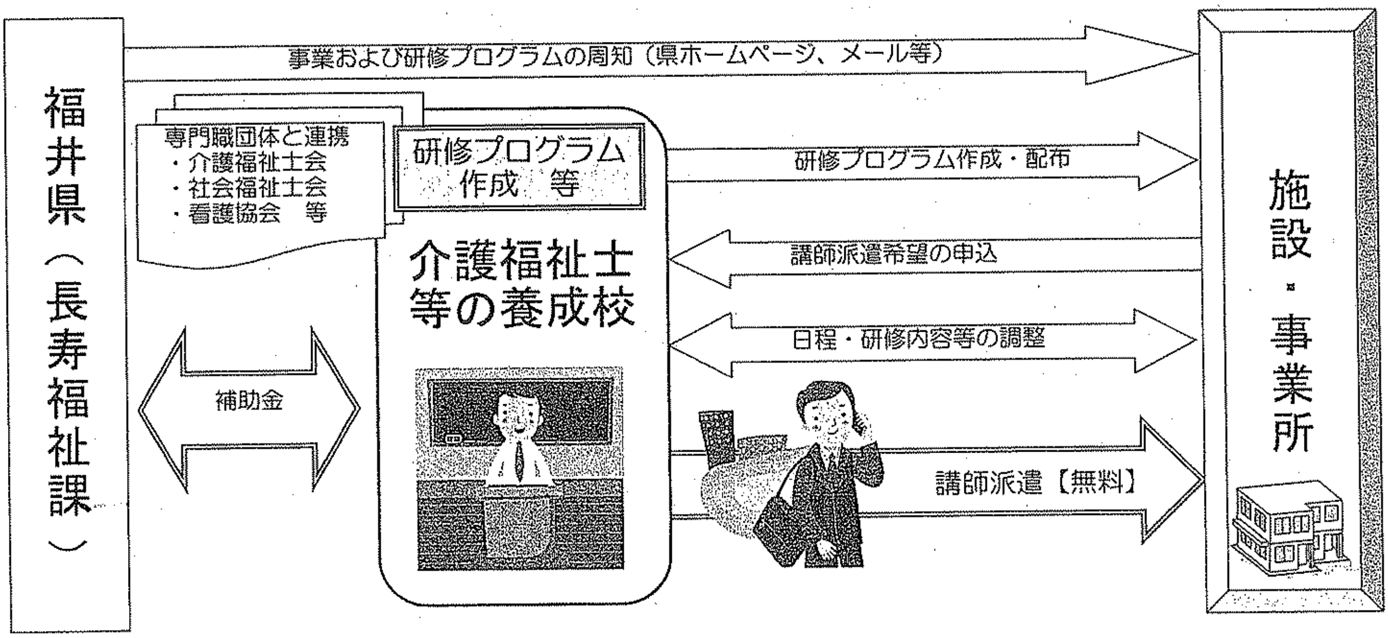

介護関連職の新規・有効求人(倍率)の推移(常用)

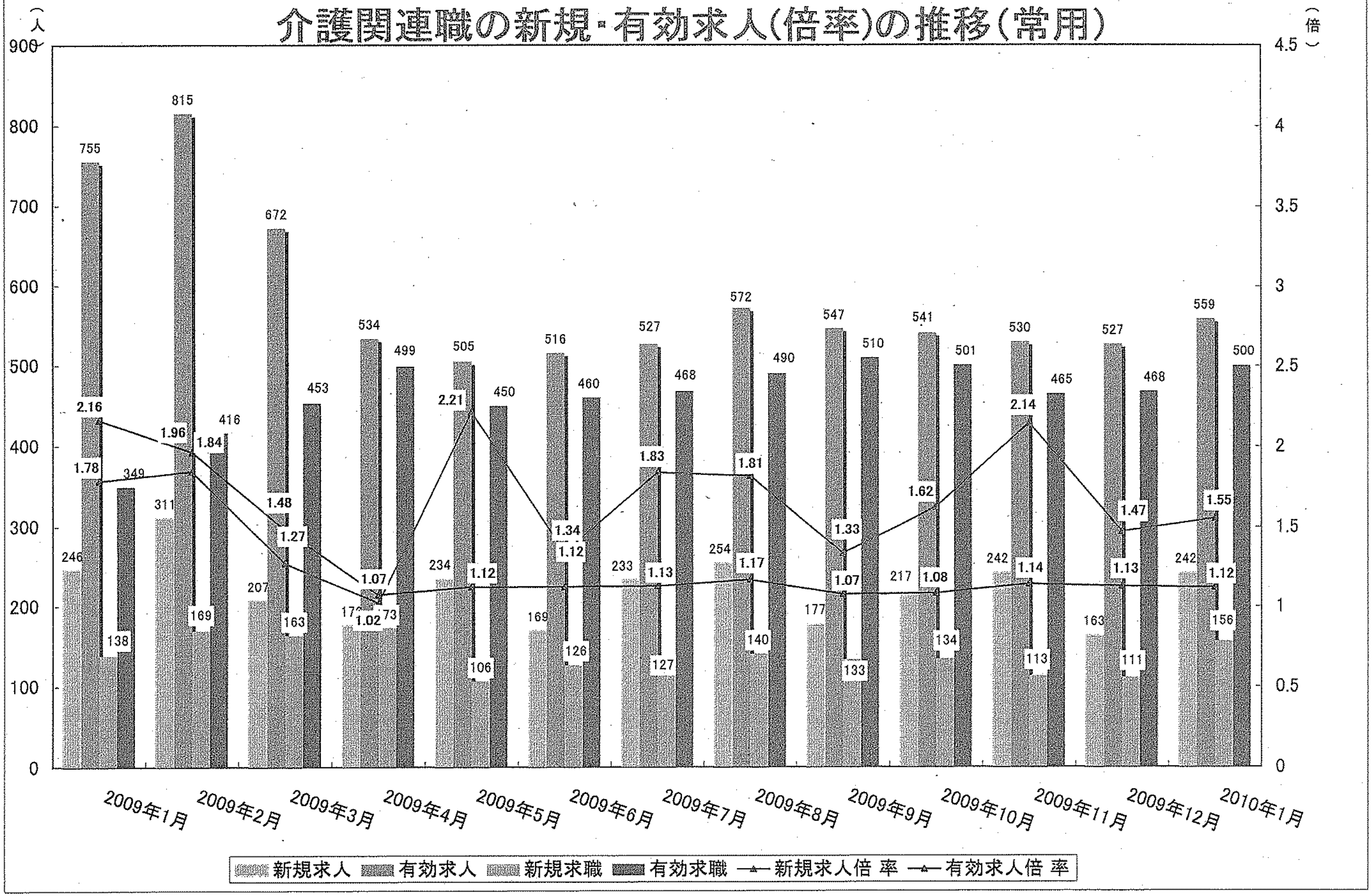

【介護サービス情報の公表について】

介護サービスの利用者である要介護者やその家族が、より良い介護サービス事業者を選択できるように必要な情報を公表する制度です。介護サービス事業者の取組が客観的な立場から公表されることで、運営面での課題や今後のサービス提供に求められる取組を認識できますし、利用者から評価されることによって、介護サービス全体の質の向上が期待されます。

1　公表情報の積極的な活用について

○平成２１年度から小規模多機能型居宅介護および認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）が対象サービスに追加され、３５サービスによる本格施行となり、平成２２年2月末現在、１，８６６事業所の情報を公表しています。

○インターネットを利用できない高齢者が多いため、ケアマネや介護サービス事業者から要介護者等への情報提供が重要です。積極的な制度活用をお願いします。

※１　基本情報を重要事項説明書に添付する等、利用者への説明に利用する。

※２　事業所選択の際に、「認知症の利用者等へのサービスに対する取組」や「身体拘束等の排除に対する取組」といった項目での比較情報を、利用者等に提供する。　など

○情報の公表システムのホームページアドレス http://www.kouhyo-fukui.jp/kaigosip/Top.do ※検索サイトで「福井県　情報の公表」と入力すれば見つかります。

2　普及啓発リーフレットについて

○広く制度の活用について普及啓発を行うため、配布対象を区別したリーフレットを作成しました。

○先月、各指定居宅介護支援事業所あて、（１）および（３）のリーフレットを送付したところですが、各リーフレットとも県の予備がありますので、利用者・家族への説明等に御活用いただける場合は、必要部数を送付しますので御連絡ください。

（１）利用者向けリーフレット
「介護サービスをご利用になる皆様へ」

（２）事業者向けリーフレット
「『介護サービス情報の公表』制度をより正しくご理解いただくために・・・」

（３）ケアマネ向けリーフレット
「ケアマネジメントに役立つ『介護サービス情報の公表』制度を活用しましょう」

低所得者利用者負担対策事業

趣　旨

介護保険の導入に伴う負担の激変緩和の観点から、低所得者に対し利用者負担の助成を行い、介護保険サービスの利用促進を図る。

以下、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（平成１２年５月１日老発第４７４号）の概要

１．障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置

事業概要

○対象となるサービス　訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護

○対象となる費用　対象となるサービスに係る利用者負担額

○公費助成の対象　対象となる費用の全額を公費助成（国１／２、県１／４、市町１／４。以下同様。）

○軽減の対象者　障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が０円の者で、平成１８年４月１日以降に以下のいずれかに該当する者

（ア）６５歳到達以前のおおむね１年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助。）の利用者で、６５歳に到達したことで介護保険の対象者となった者

（イ）特定疾病によって生じた身体上又は精神上の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった４０歳から６４歳までの者

なお、いったん本軽減措置事業の対象外となった者については、翌年度以降も本事業の対象とはしない。

○軽減の程度　利用者負担を全額免除

２．社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度

事業概要

○対象となる法人　市町または社会福祉法人

○対象となるサービス　訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

○対象となる費用　利用者負担額 ＝ 介護サービス費の１割負担分
食費、居住費（滞在費）および宿泊費

○公費助成の対象　（ア）社会福祉法人が軽減した総額のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入に対する１％を超える部分について、その１／２を公費助成の対象とする。
（イ）地域密着型介護老人福祉施設および介護老人福祉施設については、１０％を超える部分について全額を公費助成の対象とする。

○軽減の対象者　市町村民税世帯非課税であって、次の①～⑤の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町が認定した者

①年間収入が単身世帯で１５０万円（世帯員が１人増ごとに５０万円を加算した額）以下であること
②預貯金の額が単身世帯で３５０万円（世帯員が１人増ごとに１００万円を加算した額）以下であること
③世帯がその居住用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
④負担能力のある親族等に扶養されていないこと
⑤介護保険料を滞納していないこと

○軽減の程度　対象となる費用の１／４（※）（ただし、老齢福祉年金受給者は１／２（※））
※平成２１年４月の介護報酬改定による負担の激変緩和の観点から、平成２３年３月３１日まで対象となる費用のうち、利用者負担額部分を１／４の者は２８％、１／２の者は５３％軽減する。

３．中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置

事業概要

○対象となる法人　社会福祉法人

○対象となるサービス　訪問介護、介護予防訪問介護（中山間地域等の地域にある小規模な事業所に限る。）

○対象となる費用　対象となるサービスに係る利用者負担額

○公費助成の対象　社会福祉法人が軽減した総額のうち、１／２を公費助成の対象とする。

○軽減の対象者　市町村民税本人非課税の者（生活保護受給世帯に属する者を除く。）

○軽減の程度　利用者負担額の１割分（通常１０％の利用者負担を９％にする。）

社会福祉法人による利用者負担の軽減制度について （ 事例Ａ ）

Ａ ： 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）

・本来受領すべき利用者負担額 ＝ 1000万円
・当該事業所における軽減総額 ＝ 100万円 の場合

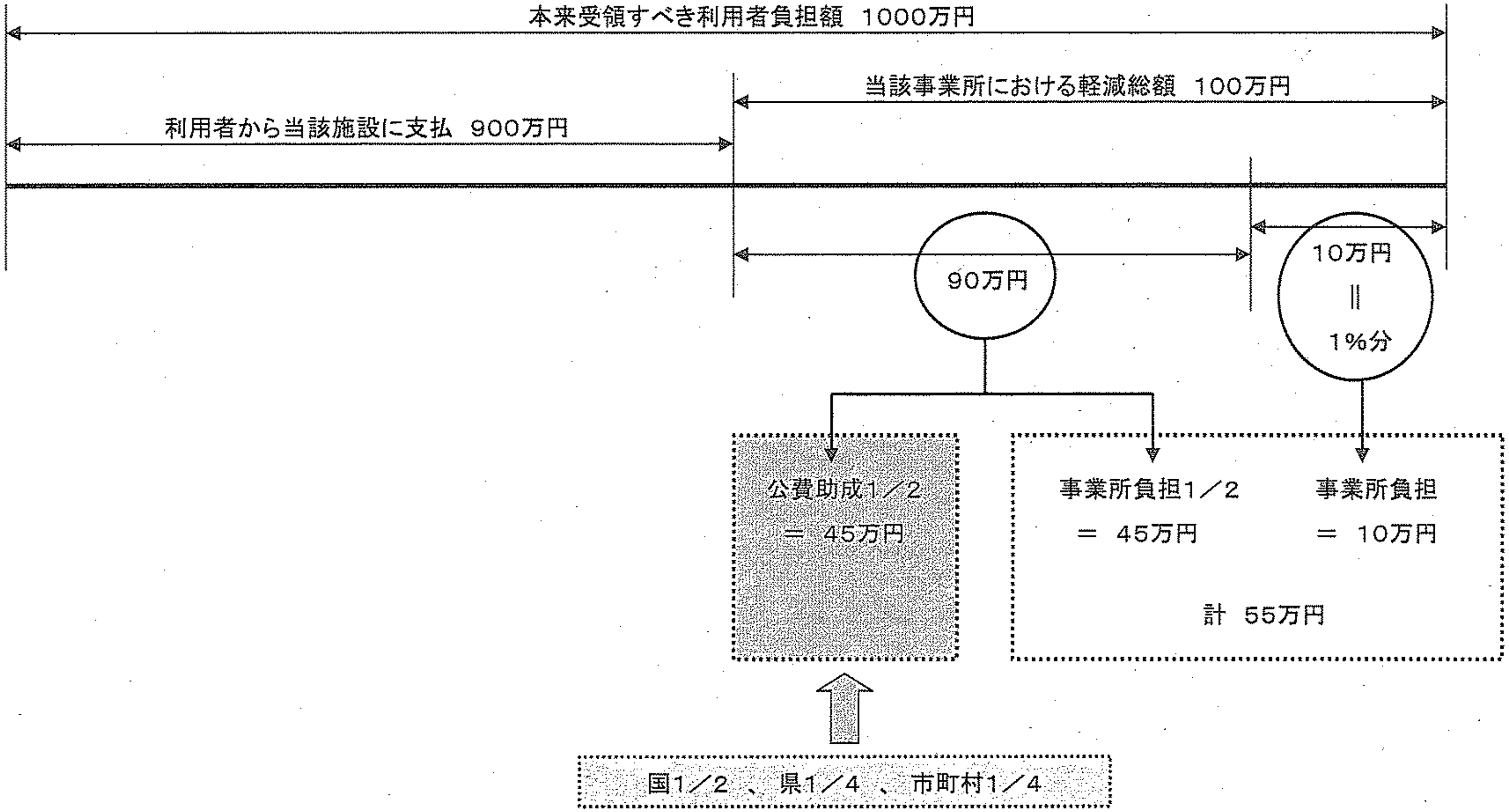

社会福祉法人による利用者負担の軽減制度について （事例Ｂ）

Ｂ：地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設で、当該事業所における軽減総額が、本来受領すべき利用者負担総額の10％以下

・本来受領すべき利用者負担額 ＝ 1000万円
・当該事業所における軽減総額 ＝ 90万円 の場合

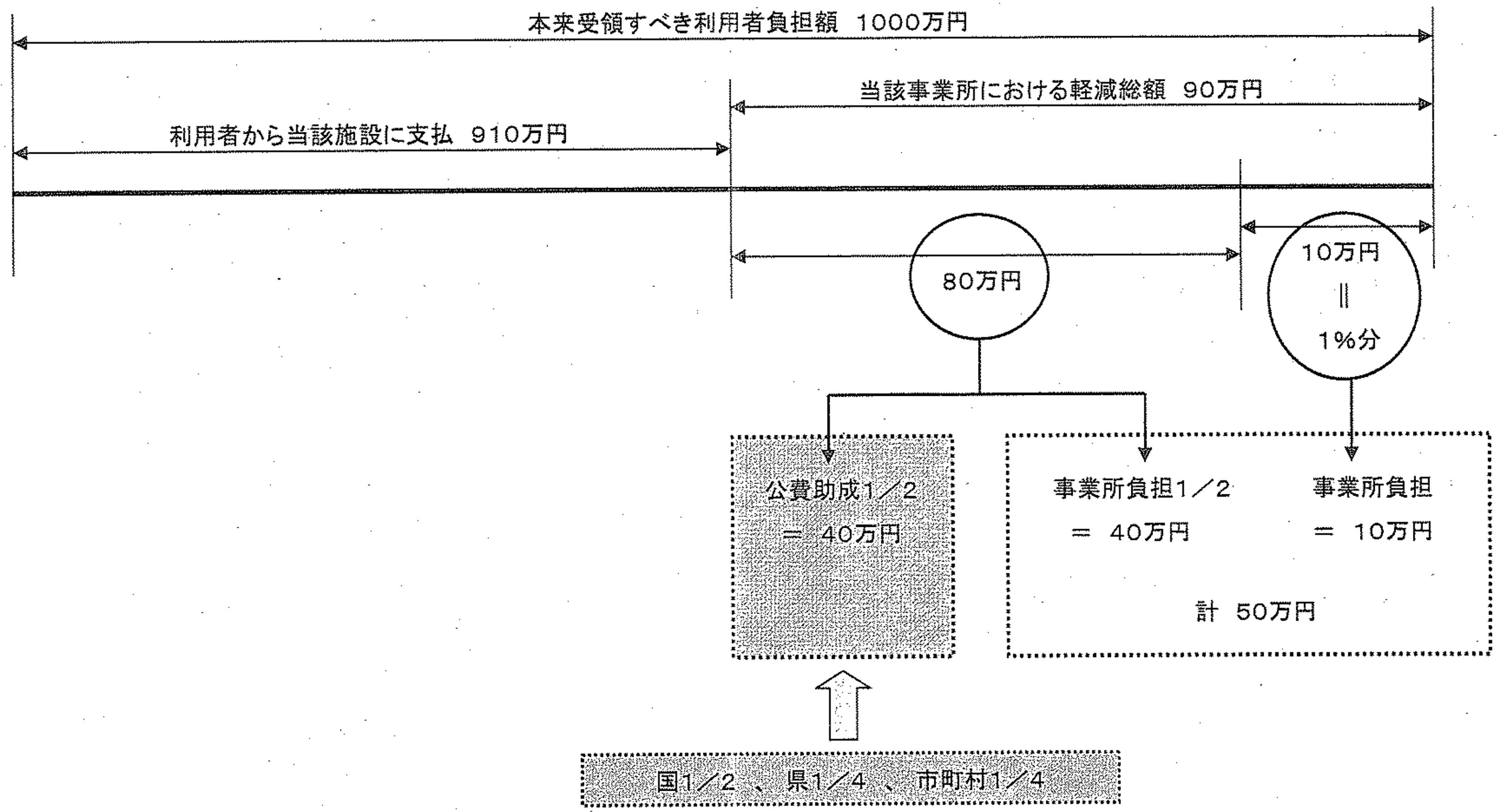

社会福祉法人による利用者負担の軽減制度について （ 事例Ｃ ）

Ｃ ： 地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設で、当該事業所における軽減総額が、本来受領すべき利用者負担総額の10%超

・本来受領すべき利用者負担額 ＝ 1000万円
・当該事業所における軽減総額 ＝ 150万円 の場合

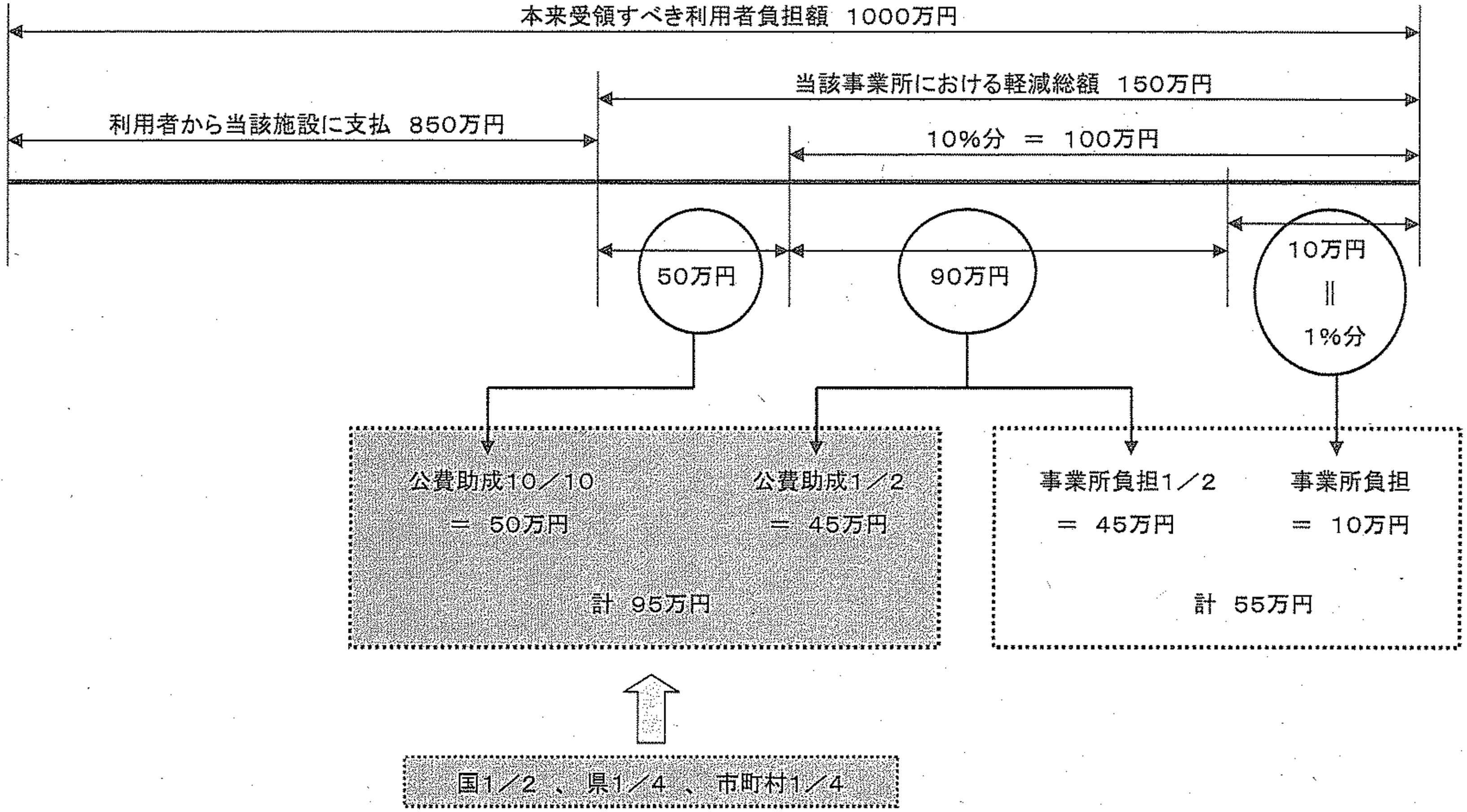

様式

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度実施申出書

平成　　年　　月　　日

福井県知事　西川一誠　様
○○市町長　○○○○　様

所在地
申請者　法人名
代表者名

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減を下記のとおり実施するので、申し出ます。

<table>
<tr><td rowspan="3">申請者</td><td>フリガナ
法人等の名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>主たる事務所の所在地</td><td colspan="4">（〒　　　　　　）</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td>電話番号</td><td></td><td>FAX番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">軽減実施予定事業所</td><td colspan="2">事業所の名称</td><td colspan="2">事業所の所在地</td><td>対象となる介護サービス</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

(注1) 軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額並びに食費、居住費(滞在費)及び宿泊費に係る利用者負担額とする。

(注2) この申出書は福井県知事と各市町長に1部ずつ提出してください。

介護人材新規就業支援事業（介護雇用プログラム）の実施について

1　事業目的

離職失業者等で介護分野への就職希望者に対して、介護現場で働きながら介護資格を取得することを支援することにより、緊急的な雇用を創出するとともに、今後の円滑な就業を促進することで介護人材の確保に資する。

2　事業趣旨

「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム

・厚生労働省が緊急雇用対策の一環として創設

・本事業の参加者は、１～２年の有期雇用契約で事業所に雇われ、専門学校での受講時間も含め給与を得て介護資格を取得し、講座受講のない日や資格取得後、雇用契約期間が終わるまでは事業所で働く。

・県が雇用期間中の参加者の賃金および専門学校での受講費用を負担する。

3　事業内容

（１）実施主体　　県（委託先：福井県社会福祉協議会（福井県福祉人材センター））

（２）実施内容

①県内事業所からの求人登録と離職失業者等からの求職申込みをマッチング

→　各事業所において求職者の選考、採用決定

→　事業所・県社協間で委託契約を締結

→　事業所・求職者間で有期雇用契約を締結

②参加者の有期雇用期間中の賃金（月額１５５，０００円）を負担

③参加者の各コースにおける専門学校の受講費用を全額負担

◎事業種別

【ホームヘルパー２級（訪問介護員養成研修２級課程）コース】

・平成２２年４月中旬募集、６月１日雇用（予定）（雇用期間：１年間）

・雇用目標数　年間３０人（予定）

【介護福祉士コース】（募集終了）

・平成２２年２月下旬募集、４月１日雇用（雇用期間：２年間）

・雇用目標数　２０人

◎応募の主な要件

・求職申込者：介護の資格を有していない離職失業者等
　前職が介護関係の場合は、離職してから６か月以上経過している者

・求人事業所：県内の老人福祉関係、障害者福祉関係事業所であること。
　求職者を常勤で雇用すること。
　雇用開始前６か月間に事業主都合による解雇者がいないこと。
　雇用期間終了後、引き続き正社員として雇用するよう努めること。

参考

介護にチャレンジ！

資格を取得し、長く介護の仕事に就きたいと希望する方を対象とした
高齢者施設や障がい者施設で介護職員として働きながら
訪問介護員養成研修2級課程（ホームヘルパー2級）を受講するプログラムです。

雇用期間：　1年間（平成22年1月1日～12月31日）
ただし、雇用される事業所によっては1月～3月、4月～12月の2つの雇用契約に分けて雇用されることがあります。

雇用条件：　賃金　月額155，000円　常勤
その他、深夜労働の割増賃金、通勤手当を支給

雇用人数：　30人

募集期間：　平成21年12月3日（木）～12月8日（火）

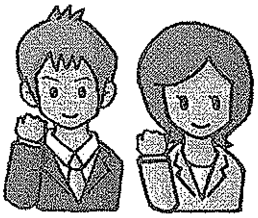

対象者の要件　　次の①～④のすべてに該当する方

① 介護の仕事を継続して行う意志がある方
② 原則として介護の資格を有していない方で、資格取得を希望している方
③ 雇用開始時点で失業者である方（雇用保険受給者の方は、受給資格証を持参下さい。）
④ 前職が介護関係の場合は、離職してから6か月以上経過している方（事業主都合により解雇された方を除く。）

採用および資格取得について　　うら面もご確認ください。

※ 県内の介護保険事業所や障がい者福祉施設等の採用試験（面接等）を受けます。
※ 採用が決まれば、事業所と雇用契約を結びます（社会保険加入）。
※ 事業所で介護職員として勤務しながらホームヘルパー2級の研修を受講します。

そ　の　他

※ 雇用期間終了後、雇用事業所と協議の上、正規雇用が可能になります。
なお、その際の雇用条件（賃金等）は、雇用事業所との協議があらためて必要です。
※ 福祉・介護施設での仕事は、早出・遅出・夜勤などの交代勤務、土日祝日勤務がある場合が多くあります。 求人内容を事前に十分ご確認の上、ご応募ください。

申し込み先

12月5日（土）・6日（日）は開所します！

勤務希望地が**嶺北**の方

（福）福井県社会福祉協議会**福井県福祉人材センター**（開所時間 9:00～17:00）
福井市光陽2丁目3番22号　県社会福祉センター内
TEL：0776－21－2294　FAX：0776－24－4187

12月6日（日）は開所します！

勤務希望地が**嶺南**の方

（福）敦賀市社会福祉協議会**嶺南福祉人材バンク**無料職業紹介所（開所時間8:30～17:30）
敦賀市東洋町4番1号　敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内
TEL：0770－22－3133　FAX：0770－22－3785

福井県福祉人材センター／嶺南福祉人材バンクは・・・
福祉・介護のお仕事の無料職業紹介所です。
福祉のお仕事に就きたいあなたを全力でバックアップ！

FUKUSHI-JOB SEARCH
福祉のお仕事
福祉のお仕事　検索
http://www.nw.fukushi-work.jp/

申し込みから雇用・資格取得までの手続き

① 福井県福祉人材センター／嶺南福祉人材バンクまでお越しください。

＊ 福井県福祉人材センター／嶺南福祉人材バンクに登録していない方は求職登録をして下さい。
＊ 雇用保険受給者の方は、「受給資格証」を持参して下さい。

② 「介護雇用プログラム」の求人情報から希望する事業所を選び、「紹介状」を受け取ってください。（「紹介状」発行はお一人2枚まで）

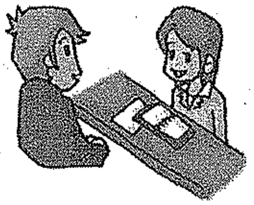

＊ 求人情報は、ホームページ「福祉のお仕事」でもご覧いただけます。
＊ 求人事業所は、県内の介護保険事業所や障がい者福祉施設等です。

③ ご自身で事業所に連絡し、面接日時を調整してください。

＊ 可能なら面接までに事業所の見学をさせていただきましょう。
＊ 事前に「紹介状」と応募書類を事業所に提出してください。

④ 予約を取った日時に求人事業所の面接を受けて下さい。

＊ 面接期間は12月9日（水）～12月13日（日）です。

⑤ 事業所から採否に関する通知があります。

⑥ 採用が決まりましたら、事業所と雇用にあたり必要な手続きを取ります。

＊ また、12月25日に福井県福祉人材センターが実施する説明会に出席してください。

⑦ 事業所で介護職員として勤務しながら、ホームヘルパー2級の研修を受講します。

＊ 研修の申し込みは雇用事業所がします。受講料は雇用した事業所が負担します。
＊ 研修への出席は、勤務時間の扱いとなります。

⑧ 雇用期間終了後は、事業所と協議したうえで、引き続き勤務することが可能です。

＊ 当初の1年間の雇用期間が終了した後の雇用条件（賃金等）は、事業所によって変わりますので、事業所に必ず確認してください。

よくあるお問い合わせ

【Q】 ホームヘルパー2級とはどんな資格ですか？
【A】 ホームヘルパー（訪問介護員）として働くのに必要な研修で、130時間の講義・実技・実習のカリキュラムです。
介護職員の基礎的な研修としても認知されており、介護系職種をめざすために最低限必要と考えていただいていいでしょう。厳密にいうと資格ではありませんが、研修修了時に「修了証明書」が発行されます。

【Q】 採用面接の前に見学をすることはできますか？
【A】 福祉・介護の施設はいろいろな種類があります。事前に事業所を訪問することで理解につながり、就職後のイメージをつくる材料にもなるので、見学させていただくとよいでしょう。

【Q】 自分で面接日時を調整するのですか？
【A】 はい。紹介状を受け取ったら、必ずご自身で事業所に連絡し、面接日時の調整を行ってください。あわせて面接前の見学もお願いするとよいでしょう。

【Q】 年齢制限はありますか？
【A】 本事業への年齢制限はありません。なお、事業所に採用されることが前提となりますのでご留意ください。

【Q】 パートの求人はありますか？
【A】 本事業における求人はフルタイムでの仕事になります。パートでの仕事を希望される方は、本事業以外での求人をご紹介しますので、福井県福祉人材センター／嶺南福祉人材バンクにお尋ねください。

【Q】 ホームヘルパー2級だけを取りたいので、取り終わったら事業所を辞めても構いませんか？
【A】 本事業の趣旨は、ホームヘルパー2級を取得することではなく、長く介護の仕事に就いていただくことです。継続して介護職に就くことを希望されない方は、本事業への参加はご遠慮ください。
ホームヘルパー2級をはじめとした資格取得方法については、福井県福祉人材センター／嶺南福祉人材バンクで案内します。お気軽にお尋ねください。

【Q】 介護人材新規就業支援事業で一度採用されたのですが、雇用期間の途中で退職しました。本事業を利用することはできますか？
【A】 介護人材新規就業支援事業を一度利用され、雇用期間途中で退職した方は、残念ながら本事業を利用していただくことはできません。

居宅サービス事業に関する留意事項

【訪問介護】

外出介助（身体介護中心）および通院等乗降介助について

<u>○通院等乗降介助（⇒訪問介護員自らが運転するものを言う）について</u>

○　事前に道路運送法の許可を取った上で、県への加算体制の届出が必要です。

○　運賃を無料にすることはできません。（運賃＋介護報酬を請求すること。）

⇒介護報酬を運賃に充当することはできません。

○　訪問介護員自らが運転する場合は、基本的に片道１００単位の請求となります。（時間は関係ありません。）

⇒身体介護（３０分ごと）で請求できる特例は、

①　要介護４、５の利用者で、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（２０分～３０分程度以上）を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合

②　要介護１～５の利用者で、居宅における外出に直接関連しない身体介護（例　入浴介助・食事介助など）に３０分～１時間程度以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合

のみです。

ただし、これらを適用するためには、利用者の状態やサービスの必要性等が明確である必要（ケアプラン等に記載）があり、安易に身体介護を算定することは認められません。

○　一度に複数の利用者に対して通院等乗降介助を行うことは原則として認められません。（乗合タクシーやバスに類するサービス提供はできません。）

<u>○自動車での外出介助（身体介護中心）について</u>

○　自動車での外出介助については、公共交通機関等（介護タクシー含む）によるものとし、「無許可」の事業用車両および訪問介護員等の所有車両によるものは認められません。

【(介護予防) 通所介護】

介護報酬上の取扱い

○個別機能訓練加算について

職員の配置とともに要件となっている個別機能訓練の計画・実施・評価については、法令上、記録すべき項目の基準はありませんが、計画・実施・評価を行っていることの確認のために、必ず記録を残してください。

個別機能訓練計画は、通所介護計画の中に記載すればよいことになっていますが、実施の記録や評価は通常の通所介護実施記録や評価とは別に作成してください。

○口腔機能向上加算、栄養改善加算、運動器機能向上加算について

口腔機能向上サービス、栄養改善サービス、運動器機能向上サービスの提供に当たっては、計画・実施・モニタリング・評価等を行うとともに、記録を残してください。

運営基準上の留意点

○利用定員の遵守について

サービスの質を担保する観点から、居宅サービス運営基準上、利用者数に応じた職員配置、利用定員に応じた面積基準が設けられており、利用定員を超えたサービス提供は認められません。日々の利用者の変動等を見込んだうえで、毎日のサービス提供が利用定員を超えない運営をお願いします。

ジェロントロジー研究　全体の概要

柱	研究項目	これまでの活動	今後の方針
身体の健康維持 （医療、福祉、介護、健診）	レセプトデータを用いた医療・介護・健診の研究	・レセプトを用いて医療、介護保険、特定健診に関するデータを東大で分析 ・進捗状況報告（H21.10）	・中間報告（H21） ・研究成果を踏まえた新規事業実施（H23） ・最終報告、共同研究報告書(H23)
	在宅医療・在宅福祉（介護）の推進	・在宅医療・在宅福祉のシステムづくりについて協議	・モデル地域として、福井市内で在宅医療・在宅福祉のシステムづくり（H22） …チーム医療体制づくり …退院から在宅医療への円滑な移行 ・介護予防・生きがいづくり事業の実施　（H22）
	高齢者健康政策と住民の健康状況（越前町、池田町、若狭町、高浜町、おおい町）	・健康づくり、介護予防活動への参加状況と高齢者の健康、医療費との関係を探るアンケート調査（レセプト使用）	・アンケート実施（H21、H22の２回） ・アンケート結果とレセプト接続（H22） ・健康政策の検討・実施
	「地域力」と健康度	・地域組織への加入率や住民間の信頼関係等「地域力」と高齢者・介護者の健康度との関係を探るアンケート調査	・「高齢者健康調査」、「介護者調査」（H22，H24） ・地域組織への加入状況等を聞く「地域環境測定調査」（H22） ・上記調査を踏まえた地域づくり施策の実施

柱	研究項目	これまでの活動	今後の方針
心の健康維持 （生きがいづくり、集落支援等）	高齢化が進む集落の支援	・高齢化集落の実態を探るアンケート、ヒアリング調査の実施 ・「ふるさと集落総合支援事業」の実施	・高齢者が作った農作物を地区社協、公民館が集荷。地区の小学校行事で食材に活用

柱	研究項目	これまでの活動	今後の方針
社会参加のための移動手段の確保 （交通、まちづくり）	高齢者の移動手段	・福井市、坂井市住民にアンケート調査（H20.2～3月）	・グループインタビューによる地域ごとの交通ニーズ把握（H22.1～3月）
	高齢者の自動車安全運転免許返納促進	・自動車学校で高齢者講習時の映像データ収集（H20.12～23.3月）	・高齢者運転教育イベントを実施　（H22）